

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により当市内に居住する者等は本公告の日から4月以内に、店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、市に対し意見書を提出することができる。

平成24年3月1日

新潟市長 篠田 昭

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 リオンドールガーデン巻

所在地 新潟市西蒲区赤鑑字大道上938-1外

設置者 株式会社 小池

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

① 駐輪場の位置

・駐輪場①, ②, ③, ④

(変更前) 届出書に添付された図面のとおり

(変更後) 届出書に添付された図面のとおり

② 荷さばき施設の位置

・荷さばき施設④の新設

(変更前) 届出書に添付された図面のとおり

(変更後) 届出書に添付された図面のとおり

③ 廃棄物等の保管施設の位置

・廃棄物保管施設⑥の新設

(変更前) 届出書に添付された図面のとおり

(変更後) 届出書に添付された図面のとおり

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

・株式会社リオンドールコーポレーション：午前9時から午後12時

・株式会社大創産業：午前9時から午後10時

・株式会社星光堂薬局：午前9時から午後10時

(変更後)

- ・株式会社リオンドールコーポレーション：午前9時から午後12時(変更なし)
- ・株式会社大創産業：午前9時から午後10時(変更なし)
- ・株式会社星光堂薬局：午前9時から午後10時(変更なし)
- ・イリオスネット株式会社：午前10時から午後7時

② 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)・荷さばき施設①：午前6時から午後9時

・荷さばき施設②：午前6時から午後9時

・荷さばき施設③：午前6時から午後9時

(変更後)・荷さばき施設①：午前6時から午後9時(変更なし)

・荷さばき施設②：午前6時から午後9時(変更なし)

・荷さばき施設③：午前6時から午後9時(変更なし)

・荷さばき施設④：午前10時から午後6時

3 変更を予定する年月日

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

平成24年10月10日(但し、軽微変更と認められた場合、その日以降)

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

平成24年6月1日

4 変更しようとする理由

リオンドール棟のレイアウトの変更及び小売店舗の出店に伴う附属施設の追加等を行うため。

5 届出年月日

平成24年2月9日

6 縦覧場所 新潟市経済・国際部商業振興課

及び新潟市西蒲区役所産業観光課

7 縦覧期間

平成24年3月1日から平成24年7月1日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問い合わせ先

商業振興課商業振興係

電話 025-226-1633

Eメール shogyo@city.niigata.lg.jp